

岡崎市監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和4年1月28日

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	長谷川	龍 伸
同	小木曾	智 洋
同	鈴 木	英 樹

措置の通知書（こども部 保育課）

令和3年8月18日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第20号関係分

令和3年8月19日まで

監査結果	措置状況
<p>週休日の振替えにより、週の法定労働時間を超えて勤務した者について、時間数確認簿が作成されておらず、時間外勤務手当が支給されていないものがあったため、職員の給与に関する条例等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p>令和3年11月25日の園長会にて、勤務シフト変更時、法定労働時間を超えて勤務した週の有無を確認し、正しく処理をすることを各園長に指示した。</p>